



屋上等緑化助成制度（屋上緑化・壁面緑化）のご案内



屋上等緑化助成制度とは

都市の緑化を図りみどり豊かで快適な美しいまちづくりをすすめるために、建物の「屋上」や「壁面」を緑化する費用の一部を助成する制度です。

助成の対象となるのは、新宿区内に建築物を所有する方、又は、新宿区内の建築物の屋上等緑化の整備について権限を有する方です。

（ただし、不動産業者等で、土地及び建物の売買等を目的とする場合や、緑化計画書の提出が必要となる場合などは除きます。）



助成の種類と助成額

種 別	助成面積要件	助成金額（面積 1 m ² 未満の端数は、切り捨て）	上限額
屋上緑化 （土厚 30cm以上）	1 m ² 以上	工事費の 2分の1 又は 3万円/m² に施工面積を乗じた額のいずれか低い額	30 万円
屋上緑化 （土厚 30cm未満）		工事費の 2分の1 又は 1.5万円/m² に施工面積を乗じた額のいずれか低い額	
壁面緑化	3 m ² 以上	工事費の 2分の1 又は 5 千円/m² に施工面積を乗じた額のいずれか低い額	10 万円

※なお、「屋上緑化等推進モデル地区」（新宿駅周辺地域）では、助成金額や上限額を増額して助成します。
モデル地区の指定区域及び指定期間等については、みどり公園課でご確認ください。

施工前



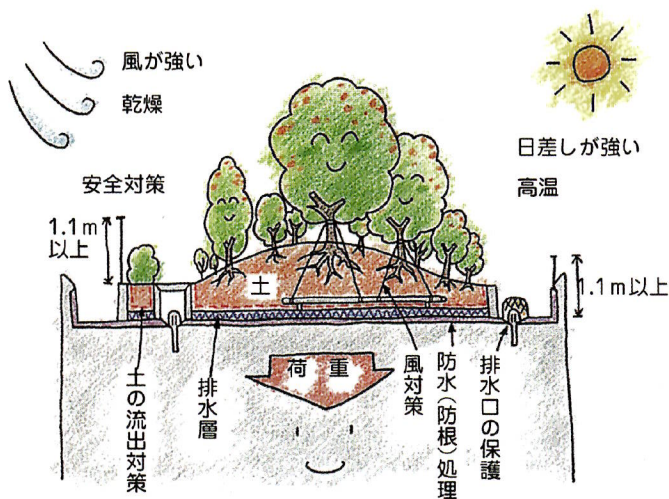
施工後



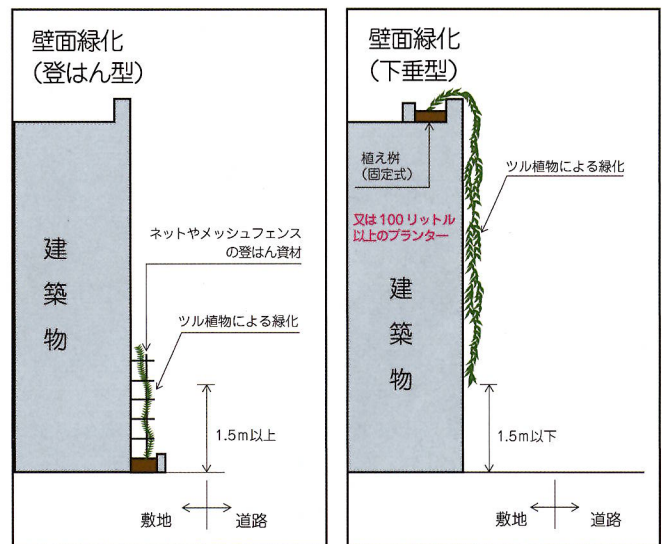
（屋上緑化施工事例）

助成を受けるための条件

- 屋上緑化は、建築物の屋根部分の全部または一部に植栽基盤を整備して樹木や草花を植栽するもので、面積 1 m²以上（1 まとまりの最低m²）実施すること。
- 壁面緑化は、建築物の外壁面部分に支持補助資材等を利用してツル植物等で緑化するもので、面積 3 m²以上（補助資材等を設置する面積）実施すること。
 なお、登はん型の緑化手法では、将来的にツル植物の先端が地上部から概ね 1.5m以上になるものとし、下垂型の緑化手法では、将来的にツル植物の先端が地上部から概ね 1.5m以下になるものとします。
- 既存建築物で屋上、壁面緑化を実施する場合。
- 新築及び改築で屋上、壁面緑化を実施する場合は、敷地面積が 1,000 m²未満であること。
- ブロック塀等の撤去や植栽工事の着手前に、区職員の現地調査及び助成金の申請手続きが必要です。



(屋上緑化)



(壁面緑化)

※事前の現地調査では、給排水・電気施設及び屋上の転落防止柵（利用面から 1.1m以上の高さ）の確認を行います。

新築については、設計図書から確認させていただきます。

助成の対象となる経費

- 屋上緑化 植栽基盤造成及び植栽工事に要した経費
- 壁面緑化 植栽及び支持補助資材設置等に要した経費

※灌水装置は対象になりますが、水道の引き込み工事費は除きます。



必要書類

屋上等緑化助成の手続きには、所定の用紙とともに、以下の添付書類が必要となります。

※申請前に職員が現地調査をします。

工事前必要書類

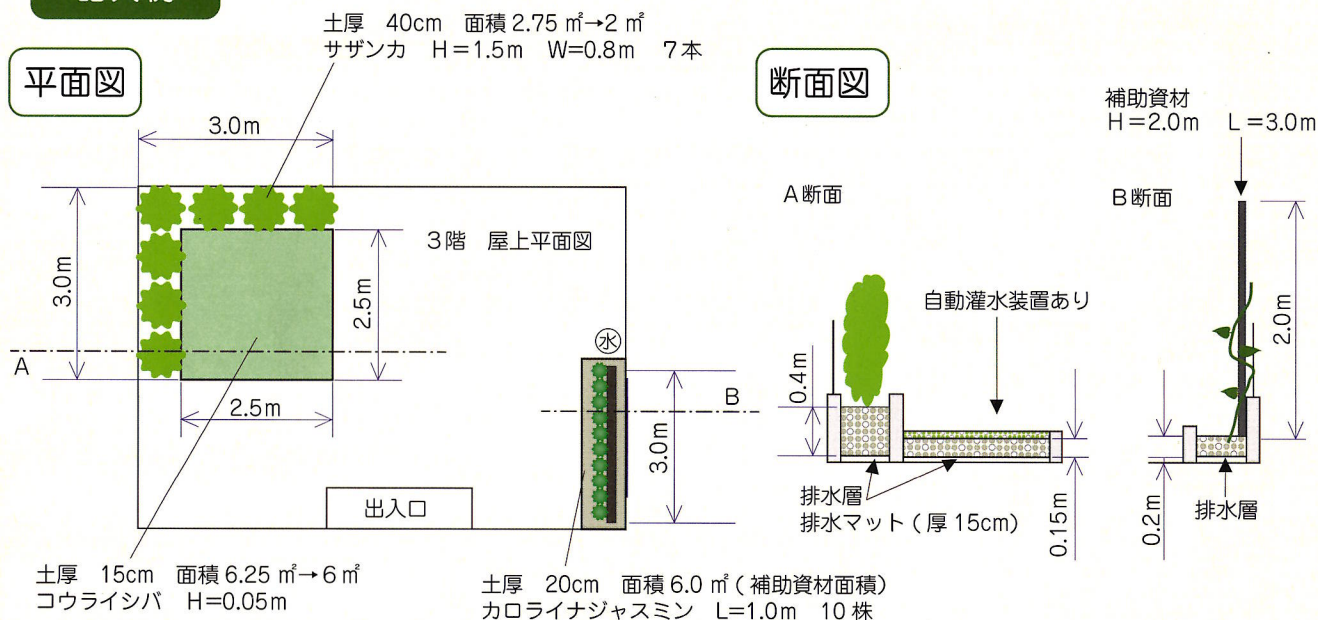


設置場所案内図



屋上等緑化工事の計画図（平面図、立面図、面積求積図、断面図、植栽一覧表等）
家の新築工事などで図面がある場合は、その写しを添付してください。

記入例



工事前の現場写真

屋上等緑化工事を行う場所を数箇所選んで撮影してください。
全体の状況がわかるような撮影をお願いします。



屋上等緑化工事の所要経費の見積書の写し

工事内容が確認できるよう、必要に応じて内訳書のあるものとしてください。



耐荷重等、緑化施設の設置が可能であることを証明する書類



建築物の所有者又は屋上等緑化の整備工事について権限を有することがわかる書類

令和 年 月 日

(例)
耐荷重証明書

新宿区 (住居表示) (施主名) の屋上 (壁面) 緑化工事において、建築物の
屋上耐荷重が (床荷重・地震荷重) N/m²まで、今回の屋上 (壁面) 緑化の
荷重は (屋上等緑化の平均荷重) N/m²までである。
よって、屋上 (壁面) の緑化工事が可能であることを証明する。

※通常は建築物の構造計算をした建築士の証明が必要。
※建築士の証明が困難な場合は、例外的に屋上等緑化の工事施工業者の証明に代えられます。

(建築士の法人名)
(建築士の大臣登録番号)
(建築士の知事登録番号)
(建築士で証明する者の氏名) 印

工事後必要書類 ※工事後も職員が現地完了調査をします。



設置場所案内図



屋上等緑化工事の完了図（平面図、立面図、面積求積図、断面図、植栽一覧表等）
計画図と同じ要領で、完成した寸法等に基づいた図面を作成してください。



工事写真（工事中、工事後）

工事前の写真と同じ位置、方向から撮影してください。



屋上等緑化工事の領収書の写し

屋上等緑化工事の領収書の写しが必要となります。

工事内容が確認できる内訳書等の写しも添付してください。



屋上緑化や壁面緑化に適している植物

屋上緑化で選ぶ樹木の種類は、乾燥に強く大きくなりすぎないものが基本です。

新緑や紅葉、花、香り、果実等を楽しめる樹木や草花を選びましょう。

壁面緑化で選ぶツル植物には、上に登って生長する登はん型と下に垂れて生長する下垂型があります。

種 別	目 的	種 類
 屋上緑化	目隠しや遮へい	常緑 カイツカイブキ、イヌマキ、ニオイヒバ、キンモクセイ、カナメモチ、ウバメガシ、ヒイラギモクセイ など
	季節の花木	常緑 ツバキ など 落葉 ウメ、ハナカイドウ、ハナミズキ、アジサイ、ナツツバキ、サルスベリ など
	実のなる木	常緑 イチイ、クロガネモチ、サンゴジュ、ナンテン、ピラカンサ など 落葉 ニワウメ など
 壁面緑化	花がきれい	常緑 ツキヌキニンドウ、カロライナジャスミン、ツリガネカズラ など 落葉 ノウゼンカズラ、クレマチス、ツルバラ など
		常緑 サネカズラ、コトネアスター、ムベ など 落葉 ブドウ、キウイ、アケビ など
	実を楽しむ	



こんな生き物がきます

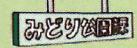
緑化をすることで、野鳥、チョウ等の生き物が、移動や休息、生息するためにきます。



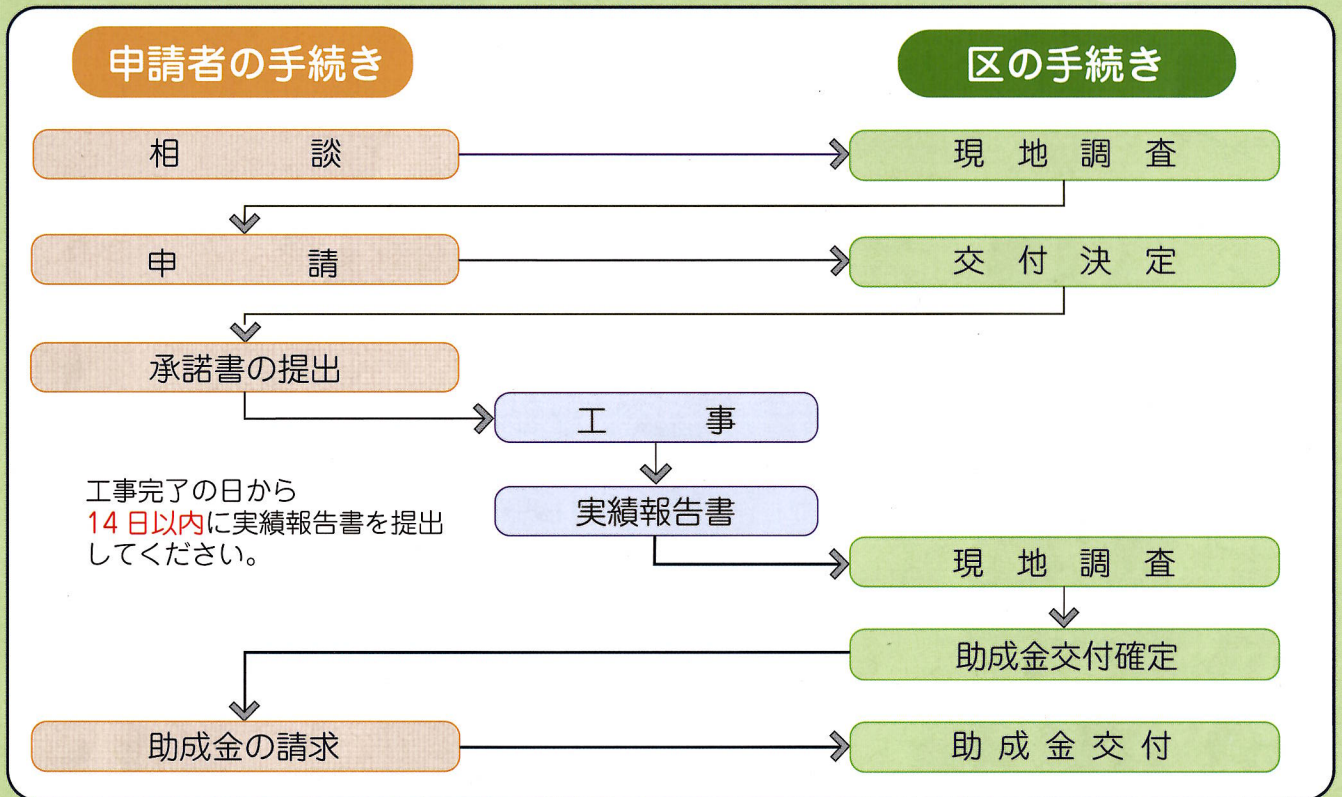
○みどりの助成制度のご利用にあたって

接道部緑化・屋上等緑化助成制度の申請用紙は、区役所本庁舎7階のみどり公園課で配布しています。利用を希望される方は、事前にご連絡ください。

申請用紙は、区のホームページからもダウンロードできます。



○手続きの流れ



※助成金は、交付決定額を超えた交付はできません。

○その他条件など

- ・接道部緑化・屋上等緑化工事が完了したときは、工事完了の日から「**14日以内**」に実績報告書を提出してください。
- ・正当な理由なしに緑化造成工事を著しく遅延させ、完了の見込みがないと認められるときは、当該交付決定を取り消すことがあります。
- ・緑化造成後、「**5年間**」は撤去できません。
- ・緑化造成に起因する事故について、区は一切の責任を負いません。